

平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の管理運営費	高齢社会課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
15,030	平成 28 年 ~ 29 年度					15,030

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の使用に関する業務、施設や設備の維持管理に関する業務、その他鳥取市が必要と認める事業について実施する。

【これまでの関連する取組み】

平成23年度から5年間指定管理者制度により施設の維持管理、運営の委託を行い老人クラブの育成を図るなど、高齢者福祉の増進を図った。

現指定管理者	社会福祉法人鳥取市社会福協議会
指定管理料	(H23~25) 22,617千円(各7,539千円) (H26~27) 15,472千円
	計38,089千円 (前回債務負担行為額 41,450千円)

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 指名を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 1~2月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。